本説明書および当社ガス供給約款の内容をよくご確認ください。

都市ガス需給契約サービス内容説明書

（東邦ガスネットワークエリア）

・お客さまと都市ガス需給契約を締結する相手方は、**エバーグリーン・リテイリング株式会社**（以下、「EGR」とします）　となります。なお、EGR は、経済産業省に登録された小売事業者であるエバーグリーン・マーケティング株式会社（登録番号 **A0062**）の取次事業者として、お客さまと都市ガス需給契約を締結いたします。

・本紙は、エバーグリーン・リテイリング株式会社がご提供する都市ガス需給契約の概要の説明するものであり、ご契約に際しましては、必ずガス供給約款をご確認ください。ガス供給約款は当社ホームページに掲載されております。なお、当社ガス供給約款を必要に応じて変更する場合があります。変更の場合には当社ホームページに掲示する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。

エバーグリーン・マーケティング株式会社(ガス小売事業者登録番:A0062)
代表取締役社長　田中　稔道
所在地：〒104-0031　東京都中央区京橋二丁目２番１号
※（一社）日本ガス協会準会員

エバーグリーン・リテイリング株式会社(ガス取次事業者)
所在地：（同左）
ホームページ：https://www.egmkt.co.jp/

パートナー企業名・担当者名・連絡先

交付日：20　　年　月　日

ご契約に関するお客さまのお問合せ先

☎ 0120-613-700

エバーグリーン・リテイリング株式会社　カスタマーセンター
受付時間：平日 9:00-18:00（土日祝は休業）

ご契約内容の確認・変更、お引越し、その他各種お手続き・お問合せは、当社の販売パートナーもしくはカスタマーセンターへご連絡ください。
なお、販売パートナーの営業活動はガス需給契約の締結に係わる媒介となります。

ガス漏れ等の緊急連絡先

■緊急保安窓口
（東邦ガスネットワーク　緊急保安センター）

愛知県 ☎ 052-872-9238
岐阜県 ☎ 058-272-0088
三重県 ☎ 059-224-0225

1．お申し込み方法、使用開始日、契約期間、解約日

(1)お申し込み方法

・本資料の説明内容をご理解の上、EGR の所定の申込み方法にて、ご契約者ご本人がお申し込み下さい。

・他のガス小売事業者から EGR にガス供給契約を切り替える場合、現在ご契約中のガス小売事業者(旧一般ガス事業者含む)への解約手続きは、EGR が行いますので、お客さまによるガス小売事業者への解約手続きは不要です。

(2)使用開始日

・他社からの切り替えの場合

お申込みから手続き完了まで、３週間から５週間ほどお時間がかかります。手続き完了後の検針日またはその次の検針日から使用開始となります。当社から使用開始されるまでは、現在契約中のガス会社から供給が行われます。

・引越し(転入)の場合

原則として、お申込みから 5 営業日以降に使用開始ができるように手続きを進めます。また、お引越しの場合は開栓作業（東邦ガスネットワーク株式会社（以下、東邦ガスネットワーク㈱）と当社の保安委託先である日本瓦斯㈱の 2 事業者によるもの）をお立合い頂く必要がございます。

(3)契約期間

・契約期間は使用開始日からガス需給契約を解約した日までとなります。

(4)解約日

・解約日は、EGR の解約の手続きが完了した日となります。なお、遡りの解約はできません。ガスを止める 5 営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。

２．従前の都市ガス契約解約に伴う不測の不利益について

ご契約中のガス小売事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際にどのような不利益を被るかはご契約中のガス小売事業者にご確認ください。

・過去使用ガス量の照会不可
・契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
・発行ポイントの失効
・継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア

3．供給する都市ガス

当社が供給する都市ガスの熱量、圧力は次の通りです。

エリア	東邦ガスネットワーク㈱と同地域（詳細は後述）
都市ガスの熱量	標準状態（摂氏 0 度、圧力 101.325 キロパスカル）の 都市ガス 1 ㎥あたりの発熱量 13A　標準熱量 45 メガジュール　最低熱量 44 メガジュール
都市ガスの圧力	ガス栓の出口における圧力 最高圧力　2.5 キロパスカル　　最低圧力　1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度　・・・47　　最低燃焼速度　・・・35 最高ウォッベ指数　・・・57.8　　最低ウォッベ指数　・・・52.7

当社の種別は 13A ですので、ガス機器は 13A とされているガス機器が適合いたします。

4．検針日、計量方法

・検針日は所轄の一般ガス導管事業者の定めによります。

・ガス使用量の計量は、1 月毎に所轄の一般ガス導管事業者が計量器によって計量した値とします。

5．ガス料金および算定方法

(1)ガス料金

・ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。1 ヶ月のガス使用量に応じて、単価を下記のいずれの料金表（税込）を適用するかが決まります。

料金表	1 カ月の都市ガスご使用量	基本料金（円）	従量料金単価※（円/㎥）
A 表	0 ㎥から 20 ㎥まで	721.05	199.99
B 表	20 ㎥をこえ 50 ㎥まで	1509.43	160.57
C 表	50 ㎥をこえ 100 ㎥まで	1741.66	155.93
D 表	100 ㎥をこえ 250 ㎥まで	1869.99	161.70
E 表	250 ㎥をこえ 500 ㎥まで	2383.32	159.41
F 表	500 ㎥をこえる場合	6398.32	150.49

※表中の料金は基準単位料金です。基準単位料金には、原料費調整による調整額が含まれておりません。実際の料金算定では原料費調整を加味いたします。

※基本料金は原則 1 月として計算しますが、需給契約の解約などの理由により、日割計算する場合があります。日割計算の場合、単価を表中のいずれの料金表を適用するかは、換算使用量によって決まります。

（換算使用量：㎥）＝（ガス使用量：㎥）×30 ／ （使用日数：日）

(2)料金の算定期間

・料金の算定期間は、前回の検針日の翌日から今回の検針日までの期間を 1 ヶ月とします。

(3)その他工事費用

・お客さまへのガス供給にともなう工事等に係る負担金が発生する場合、当社は工事着手前にその相当額を工事費負担金等としてお客さまにご請求させていただきます

6. 各種割引の適用

(1)電気・ガスセット割引

・当社の電気需給契約をご利用のお客さまが、併せて当社の都市ガス需給契約をご利用される場合、毎月のガス料金を月額 100 円（税込）割引いたします。

(2)スタート割引

・供給開始から 1 年間の毎月のガス料金から月額 150 円（税込）割引いたします。

7. ガス料金の支払義務、支払期限、支払方法

・ガス料金等は毎月、EGR が指定した収納代行業者、または金融機関等を通じてお支払いいただきます（工事費負担金・その他についてはその都度ご請求いたします）。

・ガス料金等の支払いを EGR が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、EGR が指定した様式により、口座振替またはクレジットカードを選択し、あらかじめお手続きいただきます。口座もしくはクレジットカード情報の登録が認められない際は、EGR のタイミングでお手続き書面を送付させていただく場合があります。

・1 か月のお客さまのガス料金等が 1,000 円を下回る場合は、翌月の料金と合わせてお支払いいただくことがあります。

・ガス料金等を二重でお支払いいただいた場合には、多くいただいた料金は、未払いのガス料金等、翌月以降のガス料金等の順で充当いたします。

・ガス料金等のお知らせ郵送を希望される場合、書面発行手数料「110 円／通（税込）」の手数料をご負担いただきます。

・以下の①～③に該当するコンビニ振込票発行について、請求金額が 50,000 円未満の場合は 1 通につき 330 円（税込）、請求金額が 50,000 円以上の場合は 1 通につき 550 円（税込）の手数料をご負担いただきます。

① お客さまのご依頼により再発行する場合
② お支払方法にかかわらず「お支払期限日」を経過してもお支払いの確認ができない場合
③ お選びいただいた支払方法のお手続きが所定の期間を経ても正しく完了していない場合
(所定の期間内は無料で発行されます。)

・その他の支払方法・支払期日については、当社電気サービスと同様となります。

8. ガス料金債権の譲渡

EGR はお客さまとのガス需給契約における料金債権を譲渡することがあります。なお、料金債権を譲渡するにあたっては、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金は、「7. ガス料金の支払義務、支払期限、支払方法」によらず債権譲渡先が定める支払方法により債権譲渡先へお支払いいただきます。

9. 都市ガス需給契約の解約

(1)お客さまからの解約

・お客さまの意向で EGR から別のガス小売事業者への切り替え場合、ガス需給契約の解約手続きは、新たな小売事業者が行いますので、お客さまから EGR にご連絡いただく必要はございません。

・転居(引越し)などお客さまのご都合により都市ガスを継続してご使用にならない場合、需給契約を解約することができます。転居の時期が決まりましたらすみやかに当社カスタマーセンターへご連絡をお願いいたします。

・ガス需給契約の解約に伴う違約金は発生いたしません。ただし、短期間での解約により、所轄の一般ガス導管事業者の託送供給約款に基づき EGR が工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客さまにご負担いただく場合がございます。

(2)EGR からの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合、EGR は、お客さまのガス需給契約を解約することがあります。この場合、その旨をお客さまにお知らせいたします。

・お客さまが支払期日を経過してなお、ガス料金を支払われない場合
・お客さまがガス供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の代金（違約金、工事費負担金その他ガス供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
・お客さまが他の需給契約（電気の需給契約を含みます。）を解約された場合
・その他、EGR のガス供給約款に基づき EGR が必要と判断した場合

(3)特定小売供給のお申し込み

EGR とのガス需給契約の解約後、お客さまが他のガス小売事業者からガス供給を受けられない場合（無契約状態）、所轄の一般ガス導管事業者によるガス供給が停止される可能性があります。お客さまによる所轄のみなしガス小売事業者へ特定小売供給（ガス供給）のお申し込みが必要です。

10. お客さまの責任および協力のお願い

お客さまが EGR へお申し込みいただくにあたり、都市ガスの使用にあたり、保安や一般ガス導管事業者の検針業務等の観点から承諾していただく必要があります。

・必要な業務のために、お客さまの供給施設また消費機器の設置の場所へ立ち入ること
・都市ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまの都市ガスの使用を中止また制限すること
・都市ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせて頂くこと
・お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して「ご契約に関するお客さまのお問合せ先」に通知していただくこと
・内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと
・都市ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守して都市ガスを適正かつ安全に使用していただくこと
・災害など非常時の際、ガス供給の制限等し、お客さまにガス使用の制限等していただく可能性があること

11. EGR のガス供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが EGR へ都市ガス需給契約をお申し込みいただくにあたり、EGR のガス供給約款の内容を事前にご承諾いただきます。また、EGR は必要に応じてガス供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後のガス供給約款によります。変更後のガス供給約款は、実施期日までに相当な予告期間をおいて EGR が判断する適切な方法でお知らせいたします。

12. 支払証明書の発行

お客さまが都市ガス需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合、
1 契約ごとに 1 通発行することとし 1 通につき手数料 880 円（税込）の手数料をご負担いただきます。

13. 個人情報の取り扱い

お客さまから取得する個人情報は EGR にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、EGR の重要な社会的責務と認識しております。したがって、EGR は、事業活動を通じて取得する個人情報を、EGR ホームページに掲載の個人情報保護方針に従って取り扱います。

14. お客さま情報の共同利用

お客さまへガス供給するための手続きを実施するにあたり、 EGR はお客さまの情報を関係事業者と共同利用する場合があります。共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては、EGR ホームページに掲載の個人情報保護方針を参照ください。

15. 都市ガス供給エリア（対象となるお客さま）

EGR の都市ガス供給地域は、東邦ガスネットワーク㈱の供給地域と同一となります。
以下に対象の市町村を記載します。
※実際の供給可能エリアは EGR のガス供給約款の料金表に記載しております。

全域供給区域

愛知県	名古屋市、日進市、東郷町、長久手市、豊山町、豊明市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、東浦町、刈谷市、知立市、高浜市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、大治町、清須市、一宮市
岐阜県	岐南町、北方町
三重県	朝日町

一部供給区域

愛知県	常滑市、武豊町、美浜町、碧南市、安城市、阿久比町、岡崎市、豊川市、西尾市、幸田町、蒲郡市、豊田市、瀬戸市、春日井市、小牧市、犬山市、大口町、扶桑町、江南市、あま市、津島市、愛西市、稲沢市、弥富市、飛島村、蟹江町

岐阜県	岐阜市、各務原市、笠松町、本巣市、安八町、瑞穂市、大垣市、山県市、大野町、羽島市、美濃加茂市、多治見市、可児市、土岐市、御嵩町
三重県	木曽岬町、いなべ市、桑名市、川越町、亀山市、東員町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市

16. 供給施設の保安責任

※EGR は以下の保安業務のうちガス小売事業者の対応が必要な業務を保安委託会社である東邦ガスネットワーク㈱へ委託しております。お客さまの元へは当社ではなく東邦ガスネットワーク㈱のスタッフが訪問しますので予めご了承ください。

(1)緊急保安

ガス漏れ及び導管、消費機器に係わる事故の未然防止及び拡大防止を図るために導管事業者が行う緊急時対応を指します。「ご契約に関するお客さまのお問合せ先」に通知していただき、現場出動を要する場合、導管事業者が対応します。また、導管事業者の要請があった場合にはガス小売事業者も出動します。

(2)定期保安

ガス設備定期保安点検とは、お客さまに都市ガスを安全にお使いいただくため、ガス事業法等に基づいて、ガス配管の漏えい検査、給排気設備（ガス風呂がま・ガス給湯器）などの調査を4年に1度行うものです。ご訪問の際、お客さまから点検費用をいただくことはありません。対象のお客さまへは事前に通知いたします。

※内管やガス栓等、お客さまの資産となるものについては、お客さまの責任において管理していただきます。

※消費機器調査の実施日などの定期保安に関わる情報が前事業者から連携されない場合、ご契約の前後で消費機器調査を実施することがございます

		業務内容	責任
緊急保安		緊急時の通報受付・対応	ガス導管事業者
定期点検	事業者所有 需要家所有の導管	漏洩の定期検査、修理工事	
	消費機器	ガス機器周りの消費者対応	ガス小売事業者

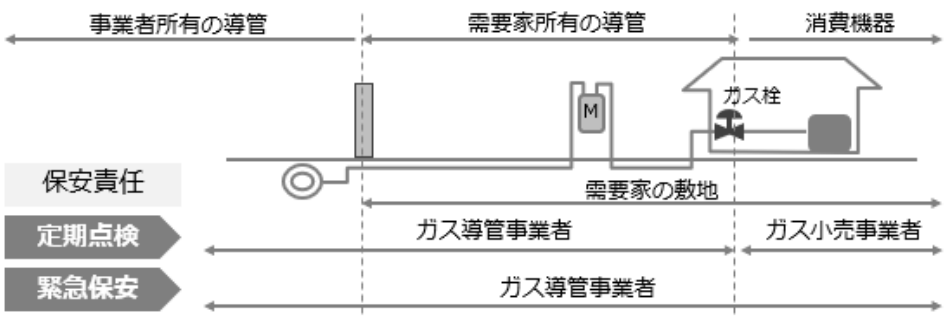

ガス漏れかな？と思った時は

ガス臭いとき、火気は厳禁です。窓を大きく開け、ガス栓を閉止からすぐに導管事業者までご連絡をお願いします。なお、導管事業者が駆け付けるまで以下の点にご注意ください。

- **ライターやマッチなどの「火気」を絶対に使わないでください。**
- **電灯、換気扇などのスイッチに触らないでください。**
  （ON・OFF する際に、小さな火花が出ます）
- **ガス臭い場所が屋外の場合は、窓や戸を閉めガスが室内に入らないようにしてください。必要に応じてご近所にも注意を呼びかけて、避難誘導をお願いします。**

■緊急保安窓口
（東邦ガスネットワーク緊急保安センター）

愛知県 ☎ 052-872-9238
岐阜県 ☎ 058-272-0088
三重県 ☎ 059-224-0225

【クーリングオフに関する事項】
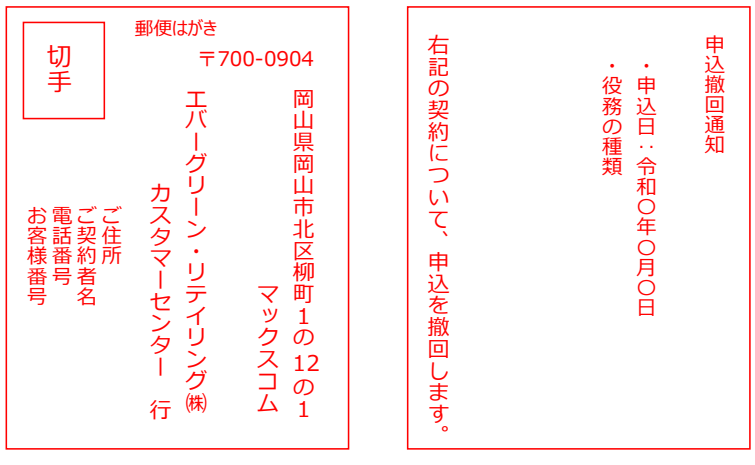
(1)お客さまが訪問販売および電話勧誘でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から８日を経過するまでは、書面又は電子メールによるお申し出（下記(４)参照）により、無条件でお申し込みの撤回又は電気需給契約の解除を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。
ただし、訪問販売において、その場でお申し込みをせず、後日申込書の郵送でお申し込みをされた場合、又は受け取った申込書でお申し込みをせず、後日ウェブサイトを通じてお申し込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書でお申し込みをせず、後日ウェブサイトを通じてお申し込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。
　なお、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000 円未満のときは、クーリングオフはできません。
(2)この場合、お客さまは、
・損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
(3)上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、クーリングオフすることができます。
(4)クーリングオフは、ハガキ等に必要事項をご記入のうえ、エバーグリーン・リテイリング㈱カスタマーセンター宛てに郵送する（下図参照）か、電子メールに必要事項をご記載のうえ、egm_coolingoff@egmkt.co.jp 宛に送信する方法で行ってください。
※郵送の場合は、確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客さまでご負担となります。